

処 分 基 準

B - e - 16

令和元年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第90条第10項
処 分 の 概 要： 運転免許を受けることができない期間の指定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)
処 分 基 準： 運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室(拒否・保留) 電話 (052) 951-1611 内線 781-245、246
備 考：